エ コ 農 第 81 号
平成 23 年 8 月 12 日

耕種農家，畜産農家　各位

茨城県農林水産部長

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の取り扱いについて

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値が設定されたことに伴い，高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛は解除となり，下記の暫定許容値を下回る資材については施用・生産・販売が可能となりましたのでお知らせ致します。

また，『「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について』が通知されたことにより，県では牛ふん堆肥を中心に，暫定許容値の適合性を確認する検査を実施しますので，これらの検査結果や，別添のチェックリスト，国が示している「放射性セシウムの含有量が低く，当面，検査の必要性が低い肥料」のリスト等を参考に安全性を確認し，施用・生産・販売を行ってください。

ただし，現在高濃度の放射性物質が検出されている腐葉土・剪定枝堆肥については，当面の間，本県での新たな生産・出荷又は施用をできる限り控え，やむを得ない事情により生産・出荷等が避けられない場合は，検査方法等について農林水産省消費・安全局農産安全管理課（tel：03-3502-5968）にお問合せ願います。

記

暫定許容値

資材名称	放射性セシウムの暫定許容値
肥料・土壌改良資材・培土	400Bq/kg（製品重量）
牛，馬，豚，家きん等用飼料	300Bq/kg（粗飼料は水分含有量 8 割ベース，その他飼料は製品重量）
養殖魚用飼料	100 Bq/kg（製品重量）

問合せ先：茨城県農林水産部エコ農業推進室　　電話：029-301-3931
畜産課　　電話：029-301-3988